

税務

# 中小企業の少額減価償却資産特例が延長

秋の税制改正、中小企業投資促進税制の拡充案も判明

要約

- ▶ 秋の与党税制改正大綱、中小企業者等の少額減価償却資産特例の2年延長（平成28年3月31日まで）を明記。
- ▶ 中小企業投資促進税制の拡充案、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等取得で、即時償却または7%（資本金3,000万円以下：10%）の税額控除が可能に。

秋の与党税制改正大綱（民間投資活性化等のための税制改正大綱）には、中小企業の投資活性化策として、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の2年延長（平成28年3月31日まで）が盛り込まれた。この特例は、中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件のもと、即時償却を可能とするもの（平成23年度適用件数約42.5万件、減収見込額238億円）。与党は年末の26年度税制改正議論を待たずに、適用期限延長を決めた。

また、中小企業投資促進税制の拡充案も

判明した。中小企業者等が、産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までの間に取得等した機械装置、一定の工具、器具備品、ソフトウェアが、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合、即時償却または7%（資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%）の税額控除（1年繰越可）を可能とする（下掲参照）。

上記の生産性向上設備投資促進税制では、中業企業者等に限定した措置が設けられている。たとえば、先端設備について、中小企業者等が取得した器具備品のうち電子計算機（ソフトウェア（OS）を同時に取得するサーバーに限る）および一定のソフトウェアが同税制の対象とされる。また、中小企業者等が取得等するソフトウェアが組み込まれた機械装置について、10年以内に販売が開始されたものであれば一代前のモデルも対象となる。

そのほか、生産ライン等の改善に資する設備における生産性の向上に係る要件について、中小企業者等の場合は、投資計画における投資利益率が5%以上（中小企業者等以外の事業者は15%以上）とされる。

○特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却または税額控除が可能。

資本金	現行
3,000万円超1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)
3,000万円以下	30%特別償却 または7%税額控除



改正案
即時償却 または7%税額控除
即時償却 または10%税額控除